

添付法令資料 3 :

特別経済区におけるクリニックの事業活動に関する2023年4月10日付  
インドネシア共和国保健大臣規則No. 18 (目次)  
同月 12 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 運営
  - 第 1 節 事業活動の基準
    - 第 1 款 事業の分類 (第 4 条)
    - 第 2 款 クリニックの事業活動の基準 (第 5 条及び第 6 条)
    - 第 3 款 建物、インフラストラクチャー及び設備 (第 7 条)
    - 第 4 款 人的資源 (第 8 条ないし第 18 条)
    - 第 5 款 医療サービス (第 19 条及び第 20 条)
    - 第 6 款 医薬品及び医療器具 (第 21 条ないし第 26 条)
  - 第 2 節 リスクベースの事業許可 (第 27 条ないし第 31 条)
  - 第 3 節 クリニックの名称 (第 32 条)
  - 第 4 節 クリニックの義務 (第 33 条)
- 第 3 章 記録及び報告 (第 34 条ないし第 36 条)
- 第 4 章 サービスの資金調達 (第 37 条)
- 第 5 章 指導及び監督 (第 38 条)
- 第 6 章 終則 (第 39 条)